

福島労発基1122第2号
令和5年11月22日

関係団体の長 殿

福島労働局長
(公印省略)

雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての
留意事項の一部改正について

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、雇用管理分野における個人情報のうち労働者の健康に関する情報(以下「健康情報」という。)の取扱いにつきましては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(平成28年個人情報保護委員会告示第6号。別添1)の適用に伴い、「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」(平成29年5月29日付け個情第752号、基発0529第6号。以下「留意事項」という。)が定められ、その周知が図れてきたところです。

今般、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)の一部が令和4年1月1日から施行されたこと並びに個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号)及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)が令和4年4月1日及び令和5年4月1日から施行されたことに伴い、留意事項について、別添2のとおり一部改正が行われ、別添3のとおり定められました。

つきましては、これに基づき、労働者の健康情報の取扱いが適正に行われるよう、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知方御協力をお願いいたします。